

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について

平素から当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、3月6日付厚生労働省より、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせいたします。

■支給可能な場合

- ①被保険者が業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合
- ②被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合
- ③被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合
- ④被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていたが、休職して4日目以降に帰国者・接触者相談センターに相談したものの、体調悪化等によりその日には医療機関を受診できず、結果としてその翌日以降、医療機関を受診せずに病状の改善が見られた場合
- ⑤被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていたが、休職して4日目に医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているため労務不能と判断された場合

※やむを得ない理由により医療機関への受診を行わず、医師の意見書を添付できない場合には、事前に健康保険組合までご連絡ください。

■支給できない場合

- ①事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間
- ②被保険者本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合